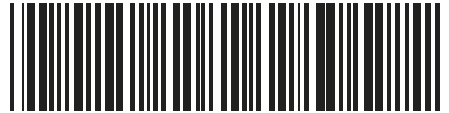


01	21165	23	1	46	01
01	21166	23	2・3	46	01

様式コード			
4	3	0	0

国民年金 第3号被保険者関係届



令和 年 月 日提出

提出者情報	届出記入の個人番号(基礎年金番号)に誤りがないことを確認しました。				日本年金機構				
	学校法人等所在地	〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号							
	学校法人等名	学校法人 産業医科大学							
	代表者名	理事長 生田 正之							
	電話番号	093(603)1611			加入者番号を記入してください。(加入者の資格取得と同時に提出の場合は個人番号のみ記入不要です)				
学校法人等受付年月日	令和	年	月	日	私学共済の加入者番号	県コード	学種	学校番号	個人番号

A (第2号被保険者欄)	① 氏名	(フリガナ)	② 生年月日	106 1135 5.昭和 7.平成	年	月	日	③ 性別	1.男性 2.女性
	⑤ 住所	個人番号を記入した場合は、住所記載は不要です。 〒 - 都道府県							

届出内容に応じて、該当・非該当(変更)のいずれかを○で囲み、記入してください。

B 第3号被保険者欄	① 氏名	この届書記載のとおり届出します。 令和 年 月 日 日本年金機構理事長あて (フリガナ) 58 65 (氏名) 74 81			② 生年月日	106 1135 5.昭和 7.平成	年	月	日	③ 性別(続柄)	1.夫 3.夫(未届) 2.妻 4.妻(未届)
	⑦ 住所	同居 別居	〒 - ※同居の場合も住民票の住所を記入してください。 ※海外居住者は国内協力者住所を記入してください。なお、協力者が親族の場合は協力者氏名及び続柄を併せて記入してください。			④ 個人番号(基礎年金番号)					
	⑨ 第3号被保険者になった日	114 7.平成 9.令和	年	月	日	⑩ 理由	1.配偶者の就職 4.収入減少 2.婚姻 5.その他 3.離職 ()			⑭ 備考	
	⑪ 配偶者の加入制度	37.日本私立学校振興・共済事業団									
	⑫ 第3号被保険者でなくなった日	121 7.平成 9.令和	年	月	日	⑬ 理由	1.死亡(令和 平成 年 月 日) 2.離婚 3.収入増加 6.その他()				
	⑮ 海外特例要件該当日	15 9.令和	年	月	日	⑯ 海外特例要件非該当日	17 9.令和	年	月	日	⑰ 理由

健康保険証の発行元に確認を受けてください。

医療保険者記入欄	組合(保険者)番号	34130021		
	上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。			
	届出記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。			
	認定年月日 令和 年 月 日 (「⑨第3号被保険者になった日」と同じ場合は、記載の必要はありません。)			
	所在地	〒113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5		
	名称	日本私立学校振興・共済事業団		
代表者等氏名	理事長			
電話番号	03(3813)5321			

任継加入者番号				任S	別S	解S	消S
129				141	142	143	144
142				154	155	156	157

この届書は、以下の場合に、配偶者である国民年金第2号被保険者(加入者)の勤務先である学校法人等を経由して私学事業団へ提出していただくものです。

- ・国民年金第2号被保険者(加入者)の配偶者で国民年金第3号被保険者(20歳以上60歳未満)に該当した場合。
- ・医療保険の任意継続者になり、被扶養者認定を伴わない場合…単独で届出が必要となります。
- ・国民年金第3号被保険者の氏名変更または訂正、生年月日訂正、性別訂正する場合。
- ・国民年金第3号被保険者が死亡した場合、または海外在住(海外特例要件にあたらぬとき)の場合。
- ・海外居住の方が海外特例要件に該当または非該当となる場合。

この届出では、国民年金第3号被保険者にかかる資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)・死亡の届出、氏名・生年月日・性別の変更(訂正)、海外転居等による被扶養配偶者非該当、海外特例要件該当・非該当の届出をすることができます。

記入方法(詳しくは私学事業団ホームページをご参照ください)

提出者情報欄 加入者が所属する学校法人等の情報を必ず記入してください。

(A 配偶者欄(第2号被保険者:加入者)) ①～⑤は必ず記入してください。

①氏名 : 氏名は住民票に登録されている氏名を記入し、フリガナはカタカナで正確に記入してください。

②生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は右図のように記入してください。

⑤	昭和	6	3	年	0	5	月	0	3	日
	7.	平成								

④個人番号 : 個人番号(マイナンバー)を確認した上で記入してください。

(基礎年金番号) 基礎年金番号を記入する場合は、10桁、左詰めで記入してください。海外在住や短期在留等により個人番号(マイナンバー)がない場合は、基礎年金番号(10桁、左詰め)を記入してください。

⑤住所 : 「④個人番号[基礎年金番号]」欄に個人番号(マイナンバー)を記入した場合は、住所の記入は不要です。

基礎年金番号を記入した場合は、必ず住民票の住所を記入してください。

(B 第3号被保険者欄(加入者の配偶者)) ①～④、⑦は必ず記入してください。また該当の場合は⑨～⑪を、非該当・変更の場合は⑫～⑬を記入してください。

海外特例要件該当の場合は⑮～⑯を、海外特例要件非該当の場合は⑰～⑱を記入してください。

①氏名 : 第3号被保険者が配偶者(加入者)を通して、学校法人等にこの届書を提出する日付を記入してください。

なお、20歳未満または60歳以上の方は第3号被保険者には該当しませんので、ご注意ください。

氏名は住民票に登録されている氏名を記入してください。

「※届出の提出は配偶者(第2号被保険者)に委任します□」の□に✓を付けてください。

③性別(続柄) : 該当する番号を○で囲んでください。内縁関係にある場合は、「3.夫(未届)」「4.妻(未届)」のいずれかを○で囲んでください。

*内縁関係にあり、扶養認定を受けていない場合は、次の添付書類が必要です。

*内縁関係にある両人の戸籍謄(抄)本、第2号被保険者の全世帯の住民票の写し及び収入関係の書類等。

④個人番号 : 個人番号(マイナンバー)を確認した上で記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、10桁、左詰めで記入してください。

(基礎年金番号) 海外在住や短期在留等により個人番号(マイナンバー)がない場合は、基礎年金番号(10桁、左詰め)を記入してください。

⑥外国人通称名 : 郵送物の宛名等について、通称名での登録を希望する場合は住民票に登録された通称名を記入してください。

フリガナはカタカナで正確に記入してください。

⑦住所 : 加入者と同居または別居のどちらかを○で囲んだうえで、住民票の住所を必ず記入してください。

※住民票の住所と別の住所に通知書の送付を希望する場合、「国民年金第3号被保険者住所変更届」に別送先を記入して本届書と併せて提出してください。

※海外居住者については、郵送物が届く国内における協力者住所(親族、第2号被保険者の勤務先住所等)を方書も含めて記入してください。なお、⑭「備考」欄には、第3号被保険者の海外住所を記入し、国内協力者が親族の場合は国内協力者の氏名及び第3号被保険者との続柄を図<例1>のように記入してください。

<例1>

⑭ 備考	海外居住 : ○○○
	○●○○○○○
	国内協力者 : 国年
	一郎(父)

⑨第3号被保険者 : 該当を○で囲んで第3号被保険者に該当した日付を記入し、⑩の該当する理由を○で囲んでください。

になった日 20歳到達により第3号被保険者に該当した場合は、20歳になる誕生日の前日を記入してください。

⑫第3号被保険者 : 死亡の届出の場合は死亡日の翌日を記入してください。この場合、①「氏名」欄に第3号被保険者の氏名を記入し、⑭「備考」欄に

でなくなった日 届出者(加入者)の氏名を記入してください。

※海外居住中、海外特例要件に該当しなくなったときや海外特例要件にあたらぬ海外転出のときなどには第3号被保険者ではなくなりますので、⑫「第3号被保険者でなくなった日」欄および⑬「理由」欄(「6.その他」に理由)を記入してください。

⑭備考 : 第3号被保険者等の氏名・生年月日・性別に変更(訂正)がある場合は、非該当(変更)を○で囲んでください。

変更(訂正)前の情報と変更年月日は図<例2>のように記入してください。

なお、個人番号(マイナンバー)の登録者は「氏名および生年月日の変更(訂正)」の届出は不要です。

<例2>

⑭ 備考	変更前氏名
	コクネン サンコ
	国年 三子
	変更年月日
	令和〇年6月1日

⑮海外特例要件に : 海外特例要件該当を○で囲んで該当した日を記入してください。

該当した日

⑯海外特例要件に : 海外居住の第3号被保険者が、海外から転入して引き続き第2号被保険者である配偶者に生計を維持されているときなどには、海外特例要件に

非該当となった日 該当しなくなったことの届出が必要です。海外から国内に転入したときは転入日(日本に住所を有することになった日)を記入してください。

なお、海外居住中に海外特例要件に該当しなくなったときは、⑫「第3号被保険者でなくなった日」欄に記入してください。

<医療保険者記入欄> 私学事業団が記入・押印します。

海外居住の第3号被保険者の方へ

海外居住時の海外特例要件に該当する第3号被保険者の方は、海外居住中、「海外特例要件に該当しなくなったとき(加入者と離婚など)」「配偶者である第2号被保険者が資格喪失をしたとき」「加入者に生計を維持されなくなったとき(就職や収入増など)」などには、第3号被保険者の資格喪失の届出が必要です(なお、資格喪失後も引き続き海外居住する場合20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方は国民年金に任意加入が可能です)。また、日本に住所を有したときや海外特例要件の事由を変更したときにも届出が必要です。